
平成30年 第1回定例会

一般質問 小峰由枝議員

平成30年 2月23日

▶質問

大田区議会公明党の小峰由枝です。

昨年、本区は区制70周年を迎えました。区制100周年に向かう大きな一歩が本年であると認識しております。「暮らしてよし、訪れてよし、地域力あふれる国際都市おおた」を実現するために、地域力、区民力のさらなる開花を目指し、まずは商店街の活性化について質問をいたします。

大田区は現在143の商店街があり、地域に密着した交流の場として大きな役割を果たしています。商店街における対面販売は、人間関係が希薄になっている現代社会において見直されているコミュニティ機能を維持でき、区民の交流の温かさが現存する安心の場所でもあると思います。しかし、店の継承ができずに廃業に追い込まれたり、大型店と価格競争の苦しい課題を抱えるなど、商店街存続が危惧されている現実は避けては通れません。全国的に見ても、商店街がにぎわったのは1980年代がピークと言われています。1980年代後半になると郊外への人口移動や女性の社会進出が進み、買い物にも効率性、利便性が求められ、商店街から人が遠のく傾向が強くなったようです。本区の店舗数も減少をたどっていると伺いました。

そのような中、山形県長井市の中学校の修学旅行の受け入れを本区の梅屋敷商店街、蒲田駅西口商店街が行い、長井市の中学生が郷土名産品を二つの商店街の場所を借りて販売するという画期的な取り組みを続けてきました。これは平成23年度、岸田委員長を中心に、こども文教委員会で山形県長井市を視察し、そこから交流が深まり、発展したと伺いました。今年は長井市の中学生が商店街のそれぞれの店舗に入り、その商店の物品を一生懸命PRする姿に店主が感動し、販売終了後には別れを惜しむ姿が各所で見られ、次の上京の折には再会しようとして心と心の交流が生まれたそうです。そして、この温かい交流が反響を呼び、大きな波及効果を生み出したと聞いております。生徒たちの生き生きとした明るい表情は、未来を予言するかのように輝いていました。

山形県の生徒のみならず、若い人たちが商店街を行き来し、商店街のよさを肌で感じる

ことができれば、買い物もするようになると思います。店舗の後継ぎの課題さえも期待できるほど、若い人たちとの交流はたくさんの可能性にあふれていると感じます。本区の商店街の現状と、生徒や若い人たちとの交流を区はどのように考えるか、お聞かせください。

ほかにも、大岡山駅周辺の四つの商店街が大岡山さくらまつりを開催し、大森第六中学校が出店を出し、また、鵜の木商店連合会の全国鵜の木まつりに大森第七中学校の生徒の有志がボランティアで参加するなど、活動が続いています。南蒲田の日の出銀座商店街には、地元蒲田女子高等学校とタッグを組んだ井フェスタが大好評で、商店街が活気づいていました。蒲田女子高が地方で育てたお米を炊いて井によそい、お店を回って好きなおかずをチョイスできるというユニークなイベントです。大森学園高等学校の生徒は清掃活動に力を入れ、通学路である商店街の清掃を喜々として取り組んでいました。また、青少対はリーダー講習会などで地域のリーダーを担うべく、様々なことに対応できる子どもたちの育成に地域ぐるみで活動が続けてくださっています。

子どもたちのコミュニケーションの希薄化が叫ばれている中で、このような積極的なボランティア活動は、小黒教育長が力強く所信表明で訴えていらした意欲を育てる教育に、ひいては地域力を活かした教育につながるのではないかと考えます。「一生懸命に取り組む子どもたちがかわいい」、「子どもたちからたくさんの元気をもらった」と喜びの声が商店街のあちらこちらから上がっており、生徒たちが商店街と交流することの効果の大きさを感じています。

今後の商店街の発展には、「商店街は買い物の場だけではなく、買い物機能プラスアルファの力」が重要だという考え方もあります。本区が誇る商店街、存続問題ではたくさんの課題を抱えておりますが、人材という社会資源を発掘する意味でも、商店街において、商店街の情報交換や交流会、ボランティアの募集の仕方などを充実させたマッチング事業に取り組むべきと思いますが、本区のお考えをお聞かせください。商店街は地域社会とのつながりを強めれば、相乗的な活性化が望めると考えます。部局連携を密にさせていただきながら、地域コミュニティ力がさらに発揮できるよう要望いたします。次に、子育て支援について質問します。

本区は「おおた未来プラン10年（後期）」の教育振興基本計画によりおおた教育振興プラン、おおた教育振興プラン2014を策定し、総合的に教育施策に取り組み、子どもたちに学力や体力の向上が見られ、評価に値します。特に、全中学校でのアンケート式質問調査のhyper-QUなどの自己肯定感を高める取り組みは着目すべきで、即効性はなくとも「意欲を持って自ら学び、考え、行動する人」などを目標とする本区教育委員会教

育目標に近づく取り組みであると考え、今後の成果を期待します。

一方、小中学校の不登校児童・生徒数は横ばいではあるものの、高い水準で推移しています。不登校は「友人との関係」、「生活リズムの乱れ」、「勉強がわからない」、「先生との関係」、「クラブや部活動の友人・先輩との関係」、「家族関係」等々、複数重複して起こるものと認識しています。本区の平成28年度の不登校の現状は、小学校0.44%、中学校3.52%で、中学校の平均不登校者数を見ると、1クラス1名から2名の割合と伺っています。また、東京都の調査では、支援機関などの相談・指導を受けていない不登校児童・生徒は小学校9.4%、中学校15.6%となっています。同調査に「不登校児童・生徒が登校できるようになった状況の変化」という項目があり、その上位は「保護者の対応が改善」、「生活習慣が改善」と示され、子どもに対する保護者のかかわりの深さが読み取れます。例えば、学校で取り組む自己肯定感を高める学習も、家庭での肯定的な環境をもって大きく前進できると考えます。いわば車の両輪のように、学校の環境だけでなく家庭の環境も重要であり、保護者の悩みを聞く教育相談の窓口の重要性は時代的に見ても大きな役割を果たしていると思います。

本区教育センターでは、臨床心理士などの専門員が教育相談を積極的に取り組んでいます。共働きで時間の制約がある保護者も多くなった現状に対応しようと、仕事帰りにでも寄れるようにウイークデーは19時まで、また土曜日だけでなく、日曜日にも相談体制を崩さず取り組んでいます。この相談の時間帯の枠を広げる取り組みは、23区では大田区だけであり、保護者に寄り添う取り組みは大いに評価するところです。

我が会派の田村議員が提案した「はねぴよん」キーホルダーのこども電話相談は好評で、保護者からも相談が寄せられたと伺いました。本区には、心の輪メール相談があります。メールを含めた保護者からの相談の現状と相談の必要性を本区としてどう捉えるかを伺います。

区民相談の一例をご紹介します。離婚をし、地方から転居してきたAさんは、新しい転地で頑張ろうと親子二人三脚で新生活をスタートしましたが、なかなか地域になじめず、お子さんの病気がもとで不登校になるとますます孤立、母子家庭の負い目もあり、お母さん自身も落ち込む日々が続き、負のスパイラルから抜け出せなくなりました。担任の先生をはじめ民生委員の方に対しても、日を追うごとに心を閉ざしていき、孤立していきましました。このような実例はほかにもあるかと思えます。

児童・生徒が不登校になると、その保護者も孤立しがちになり、必要な支援が行き届きにくいと聞いております。また、不登校児をもとに教育的な連鎖を見れば、保護者も同じ経験、同じような境遇で育っていることが多いと言われ、そして、今でも一人苦しんで

いる保護者も少なくないと思います。

電話で相談できる保護者は発信力がありますが、みずから発信できないままにいる保護者へのアウトリーチが今後さらに必要になってくるとも思います。うまく話はできないけれども、メールを打つことはできるという傾向が見られる昨今、誰に相談していいか悩んでいる保護者の方が、手持ちのスマートフォンからメール相談へつながることができれば、相談員が寄り添う環境へと広がります。保護者が気軽にメール相談ができるようにし電話相談などへつなげる取り組みを伊丹市や厚木市などは既に行っているようです。子どもに対して困っていても「何をすればいいかわからず、何もできなかった」と答えた保護者の方々の現状を受け、本区として保護者に向けたメール相談の拡充を提案いたします。メール相談から電話相談、訪問へとつなげられる相談体制を構築し、区民への周知を明確化していくべきと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、福祉施策の肢体不自由児の放課後等デイサービスについて質問いたします。

障がい者は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に分かれ、身体障害者手帳を本区で持っている方は、平成 29 年 3 月現在、2 万 574 人で、ほかの障害手帳発行と比べると身体障がい者が一番多く、そのうち 18 歳未満の肢体不自由児数を見ると 227 人となっています。この 227 人の中には愛の手帳重複所持者も含まれますが、放課後デイサービスに通われている利用率を見ると、227 人のうち約 50 人と 2 割弱の利用率であります。愛の手帳重複所持者を含まない純粋な肢体不自由児の放課後デイサービス通所数は 13 人と、1 割にも満たない利用率となっています。

肢体不自由とは、上肢、下肢、体幹機能のいずれかに何らかの障害を持ち、その原因としては、脳、脊髄・末梢神経、筋肉、骨の四つが挙げられ、脳性麻痺、インフルエンザ脳症、染色体異常、筋ジストロフィー、骨の形成不全などを患っている方がいます。整形外科的治療やリハビリを行いながら特別支援学校へ通う生活ですが、子どもの成長と同時に、車椅子の移乗、食事介助、排せつ介助などの保護者の負担は大きくなり、学習支援も含め、充実した支援サービスが必要と考えます。

大田区障害者計画・第 4 期障害福祉計画には、「障がいのある人が『自分らしく』『安心して』暮らせるまちの実現を目標に障がい者施策を推進」とうたっています。今後、肢体不自由の子どもに対して、放課後等デイサービスの療育の拡充を図る必要があると思いますが、本区の現状と、策定中の次期「おおた障がい施策推進プラン」における施策をお聞かせください。

放課後等デイサービスの定義は、学童期の児童が学校終了後や学校休業日に通う療育機能・居場所機能を備えた福祉のサービスで、生活能力向上のための必要な訓練をし、社会

との交流の促進を図るとされています。現在、肢体不自由児に特化した放課後等デイサービスは本区にはなく、知的障害の児童と一緒にデイが多く見受けられます。デイサービスで車椅子に座っている肢体不自由児に他の活発な児童が走ってぶつかってくると、肢体不自由児は車椅子ごと倒れ、骨折の危険性があると複数の保護者の方から声が上がっています。「転倒したら骨折です。リハビリも限度があり、そうそうできません。生きてきた中での獲得したものをあっという間に失うのです」、「悪気はないと思っても親としてみたら、つらいことです」、「心配しながら施設に送り出すのなら、家で見ていたほうがいい」、「デイサービスに行っても車椅子に座ってじっとしているので放っておかれる」、「脳障害のない肢体不自由児もいるので、子どもに合わせた訓練だけでなく学習もやってほしい」、「ようやく肢体不自由児も通えるデイサービスを見つけても、2階でエレベーターがない施設は、うちの子は車椅子なので断られたんです」などのご意見をいただきました。

先日、世田谷区の肢体不自由児が主に通う放課後デイサービスを視察させていただきました。決して広いとは思えない空間に車椅子10台が置けるように工夫して施設を使っていました。近くに都立光明特別支援学校があり、夏休みなどは光明の先生方が様子を見に来てくれ、刺激を与えてくださることもあったようで、保護者の方も積極的にかかわり、皆さんの意見を取り入れながらつくられたデイサービスという印象を受けました。車椅子に座らせたままではなく、寝返り抱きや特化した運動なども取り入れていました。

肢体不自由児も、知的障がい児も、健常児も同じ場所で教育・保育をしていこうというインテグレーションの考え方がありますが、安全面、療育面などを鑑みると、この理想に向けての課題は多いと思います。適切な支援をするには、児童支援発達地域ネットワーク会議などにより、事業者やスタッフのさらなる充実・向上を図るとともに、開設予定の事業所に本区内の情報提供を積極的に行うことや、また、都立城南特別支援学校等とも連携し、障害施策を進めていきたいと考えていますが、本区のお考えをお聞かせください。

今回は肢体不自由児放課後等デイサービスに焦点を当てましたが、ほかの障がい児の方々も同じように、自分らしく安心して過ごせる施策がさらに拡充することを期待し、次の成年後見制度の理解促進についての質問に移ります。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断力が不十分と見られる方の財産や生活を守る制度です。成年後見制度を締結すれば、本人のために適切な財産管理ができ、本人にとってよい環境であるように配慮してもらえる身上監護も保障できる権利擁護の大切な制度ですので、この制度のメリットや有効性を区民の皆様が理解していただくことが重要であると思います。

Bさんは、成年後見制度と死後事務委任を締結されました。締結に至るまでには本人の理解と納得が必要で時間がかかりましたが、締結後は納得した分、安心していらっしやいました。本人がご病気で亡くなった後は、遺産も遺品整理も本人の意思が見事に貫かれており、改めてこの制度の理解促進の必要性を感じた次第です。

大田区実施計画によりますと、成年後見制度を知っている区民の割合は平成 28 年度で 32.9%であり、未来プラン 10 年（後期）策定時の 27.4%と比較すると 5.5 ポイント増えましたが、目標値である 36%に向け、さらなる取り組みが必要だと思います。まずは、高齢者に向けたインパクトのあるポスターやチラシ作成、展示コーナーの設置などで興味を持っていただくことから始め、当事者の家族にも、スマホ対応のアプリや動画などの活用で周知を広げることも大切かと考えます。

平成 29 年決算特別委員会での総括質疑で、我が会派の秋成議員における答弁で、本区のこれまでの理解啓発の取り組みを伺いましたが、今後さらなる普及啓発に向けた見解をお聞かせください。

私が受ける区民相談でも成年後見制度の内容が増えておりますので、今後、区民の成年後見制度の相談が全体的にも増加していくことが推測できます。そのときの窓口は、直接高齢者などにかかわる方々、地域包括支援センター、大田区社会福祉協議会の成年後見センターなどが成年後見の支援者として大きな役割を担っていくと認識しています。成年後見制度には、法廷と任意がありますが、この違いから理解することはなかなか難しく、支援者も理解していないことが散見されます。区民お一人お一人の大切な財産を預けるための相談に対し、支援者は的確な判断が求められます。成年後見制度の充実には、支援者のスキル習得が必須になると思われます。相談者が適切な制度利用へつなげるためには、支援者自身の正確な制度理解の促進と連携、専門性の向上が必要と考えますが、区の見解をお聞かせください。

区民への周知と並行して、支援者の制度理解のスキルアップが整った次は、成年後見制度のわかりやすいセミナーを行い、区民の皆様幅広く理解浸透していくことが必要と考えます。また、本庁舎内に成年後見制度の窓口やコーナーを設け、気軽に相談に立ち寄れるように区民に門戸を広げていただきたいことを要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

▶川上産業経済部長

私からは、商店街に関する2問にお答えいたします。

まず、本区の商店街の現状と、商店街と生徒たちとの交流を区はどのように考えるかのご質問でございます。最初に、商店街の現状でございますが、かつては158の商店街がございました。しかし、経営者の高齢化や後継者不足、購買方法の多様化の中で活力の低下が見られており、本区において、現在では143商店街となっております。このような現状の中で、地域に魅力を感じ、商店街に出店することで人が集まり、にぎわいの創出につながっていくことは、商店街の活性化や再生のために欠かせないことと考えております。区では、区立中学校の2年生が職場体験として商店街の店舗で販売活動を行う施設たちも多くいます。また、山形県長井市から中学校修学旅行生の受け入れを行っている商店街もあり、この修学旅行生受け入れは、山形県の近隣市町村や福井県にも伝わり、大田区の商店街に受け入れてほしいとの相談も寄せられております。いずれにいたしましても、商店街活性化には若い力が不可欠でありますので、このような交流を含め、若い人たちの力で商店街全体が活性化していくよう取り組んでまいります。

次に、商店街におけるマッチング事業に関するご質問でございますが、区は、これまでも商店街の存続とさらなる発展に向けて、商店街や個店の魅力、にぎわいの向上に取り組んでまいりました。国内各地でも商店街の存続が危ぶまれる地域も数多くございますが、中には商店街の活性化に成功している例も見受けられます。このような商店街では、様々なプレーヤーが集まり、地域の活性化や暮らしやすいまちづくりのため、連携して商店街のにぎわいの向上に取り組まれております。

梅屋敷商店街と梅屋敷東通り商店街では、様々な立場の人たちの協力をいただき、事業を実施いたしました。地域や年齢の垣根を越え、商店街の今後のあり方を深く考える場となりました。区におきましては、やる気と情熱のあるプレーヤーをマッチングし、サポートしながら商店街の魅力向上や活性化に取り組んでまいりたいと考えております。また、今後は、空き店舗の活用やイベントの実施などにつきましても、部局間で連携し、地域住民や学生、ボランティアなどの参画、協力を支援し、地域コミュニティの核として、にぎわいあふれる商店街づくりに取り組んでまいりたいと思います。私から以上でございます

▶ 西山福祉支援担当部長

私からは、福祉分野四つの質問に順次お答えしてまいります。

まず、肢体不自由の子どもたちに対する養育の拡充についてのご質問ですが、区は、障害が多様化している現状を踏まえ、放課後等デイサービス事業所に対して、障害の状況にかかわらず、積極的に受け入れるよう働きかけております。また、個別支援計画を作成し、自立支援と日常生活の充実のための活動等療育を実施すること、家族の子育ての悩みの相談に乗ることなど、本人に寄り添った支援をするよう指導しております。

現在策定中の「おおた障がい施策推進プラン」では、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を新たに1か所以上整備する予定でございます。今後とも、肢体不自由の子どもたちが適切な支援を受けることができるよう取り組んでまいります。

次に、適切な支援のための事業所の質の向上等に関するご質問ですが、放課後等デイサービスは療育の場であり、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことが重要と考えております。区は事業所に、区の現状を伝え、障害の状況にかかわらず受け入れること、適切な療育を提供するよう指導しております。また、事業所において放課後等デイサービスガイドラインに沿った運営がされるよう、訪問等による指導を行っております。今後、ケース会議等の実施を通じて、事業所と学校をはじめとする関係機関が支援内容を共有し、支援の方向性を一致させるよう、区として連携強化を事業者に求めてまいります。

次に、成年後見制度の普及啓発についてのご質問ですが、今後、認知症高齢者等権利擁護支援を必要とする方の増加が予想される中、自分らしい尊厳のある暮らしを支えていくための仕組みとして、より一層普及していくことが望まれます。また、適切な支援に結びつけていくためには、本人や家族が身近なところで、成年後見制度に関する情報に接する機会をさらに増やしていくことが求められています。区は、大田区社会福祉協議会成年後見センターと連携し、制度を案内した資料や講演会等を開催し、普及啓発に努めてまいりました。今後は、実例も紹介したパンフレットを作成するなど、誰にもわかりやすい制度の周知を図るとともに、民生委員児童委員や認知症サポーターなどと連携し、成年後見制度を地域に広めてまいります。

最後となりますが、成年後見制度における支援者の専門性向上についてのご質問ですが、本制度の利用促進に向けては、支援者が利用者に寄り添いながら、本人の意思決定を支援し、適切なサービスの利用につなげていくことが重要であると考えます。そのためには、成年後見制度の利用が必要となる方に日常的に接する機会の多い区職員や民間の事業所職員のスキルの向上を積極的に図る必要があります。区は、職員や地域包括支援センター職

員等を対象に、成年後見制度や虐待対応など権利擁護支援をテーマとした研修を実施するほか、成年後見センター等とも連携して民間の事業所を対象とした研修会等を開催しております。今後も人材の育成に努め、権利擁護支援の充実を図ってまいります。私からは以上でございます。

▶ 水井教育総務部長

私からは、保護者を対象とした教育相談についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、メール相談も含めた保護者からの相談の現状と必要性についてのご質問ですが、平成28年度、教育センターで受けた5813件の相談のうち、保護者からの相談は3522件で60.5%を占めております。核家族化や地域のつながりが希薄化する中で、保護者が子育てについて相談する相手が少なくなっていることや、発達障害など専門家の助言が必要なケースが増えていることなどの理由により、保護者を対象とした相談の必要性が高まっているものと分析しております。

また、心の輪メール相談は、主に子どもを対象としておりますが、平成28年度は5件のうち1件が保護者からと推測されるものでした。今年度は、「はねぴょん」キーホルダーを小中学生全員に配布し、PRに努めたこともあり、メール相談は、1月末の時点で72件と大幅に増加しておりますが、このうち保護者からと推測されるものが5件ございました。主に子どもを対象とするメール相談に保護者からと推測されるものが含まれていることから、保護者向けのメール相談の必要性を感じているところでございます。

次に、メール相談の拡充についてのご質問ですが、メール相談は相談時間に縛られず、気軽に相談できる方法である反面、声の様子や表情などを見ながら、相談者の微妙な心の状態を推しはかることが必要なケースへの対応が難しいというデメリットもございます。しかしながら、スマートフォンなどの普及が進んでいる現在、メールの特性を十分踏まえたうえで、その利便性を活用していくことは極めて重要でございます。メール相談を拡充し、これを入り口として来所相談に誘導していくなど、それぞれの手法の利点を活かした相談者の悩みにしっかりと応えていける体制を整備してまいります。